

令和3年度 第2回豊田市開発事業対策協議会

日時：令和4年3月16日（水）

午後1時15分から午後2時15分

場所：南52会議室、WEB

(1)令和3年度の取組

ア 取組内容

時 期	内 容
10月	開発事業に関係する10団体と協定締結協議会開催（第1回） <ul style="list-style-type: none">・ 公民連携開発事業パトロールの実施方法・ 二次元コードを用いた情報提供システム開設・ 関係団体等への啓発ポスター配布（400枚）
11月	公民連携開発事業パトロール実施 <ul style="list-style-type: none">・ パトロール結果及びアンケート結果については次項
1月	市内全戸へのチラシ回覧
3月	協議会開催（第2回）【今回】

(1)令和3年度の取組

イ 公民連携開発事業パトロール

○パトロール結果

- ・協議会の15団体から27名の参加
- ・11現場を確認

全件数	分類	か所	指摘内容	対応
11	適切	8	チェックリストで指摘無し	—
	指摘有り	1	許可等標識看板未設置	指導後設置済みを確認
		1	許可等標識看板未設置	開発事業対象外 農地法許可済みを確認
	違反有り	1	違反事業者公表済みの開発事業	是正等指導継続中

(1) 令和3年度の取組

イ 公民連携開発事業パトロール

○アンケート結果

班の数や人数、現場の数、パトロールの回数について、概ね妥当であるとの結果が得られた。

<主な意見>

- ・チェックリストが分かりにくい
- ・巡視場所の選定が不明確

項目	結果	
	妥当	改善必要
班の数	93%	7%
班の人数	93%	7%
現場数	93%	7%
パトロール回数	87%	13%
チェックリスト	73%	27%

意見を踏まえて、次回パトロールの実施方法を検討

(1) 令和3年度の取組

取組紹介

各団体において、取組内容等をホームページや機関誌等に掲載

(例)



(1) 令和3年度の取組

ウ 違反開発の情報提供と対応状況

○協議会の取組により、違反開発事業への監視が強化され、違反開発事業の未然防止・拡大抑制に寄与



(1) 令和3年度の取組

ウ 違反開発の情報提供と対応状況

- 通報件数25件の内、半数が違反開発事業
- 通報の増加が違反開発の早期発見・未然防止につながる。

**引き続き情報提供を
お願いいたします。**

(2)令和4年度の事業計画(案)

ア 各団体へのヒアリング（1～3月）

- 協議会の活動の定着と更なる活性化が必要
- 団体内で共有し、不審な開発事業を発見したら、市に情報提供する仕組み作りが必要
- 「監視の目」を強化し、違反の「早期発見・早期是正」が必要



違反開発事業の未然防止

上記意見を踏まえ、次年度の事業計画（案）を検討

(2)令和4年度の事業計画(案)

イ 事業計画 (案)

時期	内容
5～6月	市内全自治区長への手続条例制度説明
6月	協議会開催（第1回） 公民連携開発事業パトロール実施（第1回）
夏～秋頃	違反開発防止の啓発（ポスター作製等）
11月	公民連携開発事業パトロール実施（第2回）
秋～冬頃	違反開発防止の啓発（自治区へのチラシ配布等）
3月	協議会開催（第2回）

適切な開発事業の確保 (=違反開発の未然防止)に向けて

- ①事業者に対して適切な開発事業を促す方法
- ②「よい開発事業」と「そうでない開発事業」の見分け方
- ③現在協議会に参画する団体のほかに、周知や啓発活動を行うことが効果的な団体等
- ④次年度に協議会として取り組んだ方がよいこと など

(1) 豊田市開発事業に係る手続等に関する条例の運用の手引の改正

- ・地域等の不安解消につながる「強化」
- ・不明確であった事項の「明確化」

※令和4年度4月改正予定（詳細は市HP掲載予定）

(2) 盛土等を規制する新たな制度

- ・危険な盛土造成等を規制する改正法案が閣議決定
- ・国土交通省報道発表資料「資料2」参照

